

第 5 3 号 議 案

令和 7 年度 亀 岡 市 下 水 道 事 業 会 計 未 処 分 利 益 剰 余 金 の 処 分 に つ い て

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度 亀 岡 市 下 水 道 事 業 会 計 未 処 分 利 益 剰 余 金 の処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 7 年度 亀 岡 市 下 水 道 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,024,276,500	3,091,161,721	440,206,666
議会の議決による処分額	278,524,152	0	△278,524,152
資本金への組入れ	278,524,152	0	△278,524,152
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△161,682,514
減債積立金の積立て	0	0	△161,682,514
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	9,302,800,652	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和 7 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度亀岡市
下水道事業会計未処分利益剰余金 4 4 0 , 2 0 6 , 6 6 6 円のうち
2 7 8 , 5 2 4 , 1 5 2 円を資本金に組み入れること。

令和 7 年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,024,276,500	3,091,161,721	440,206,666
議会の議決による処分額	278,524,152	0	△278,524,152
資本金への組入れ	278,524,152	0	△278,524,152
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△161,682,514
減債積立金の積立て	0	0	△161,682,514
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	9,302,800,652	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0